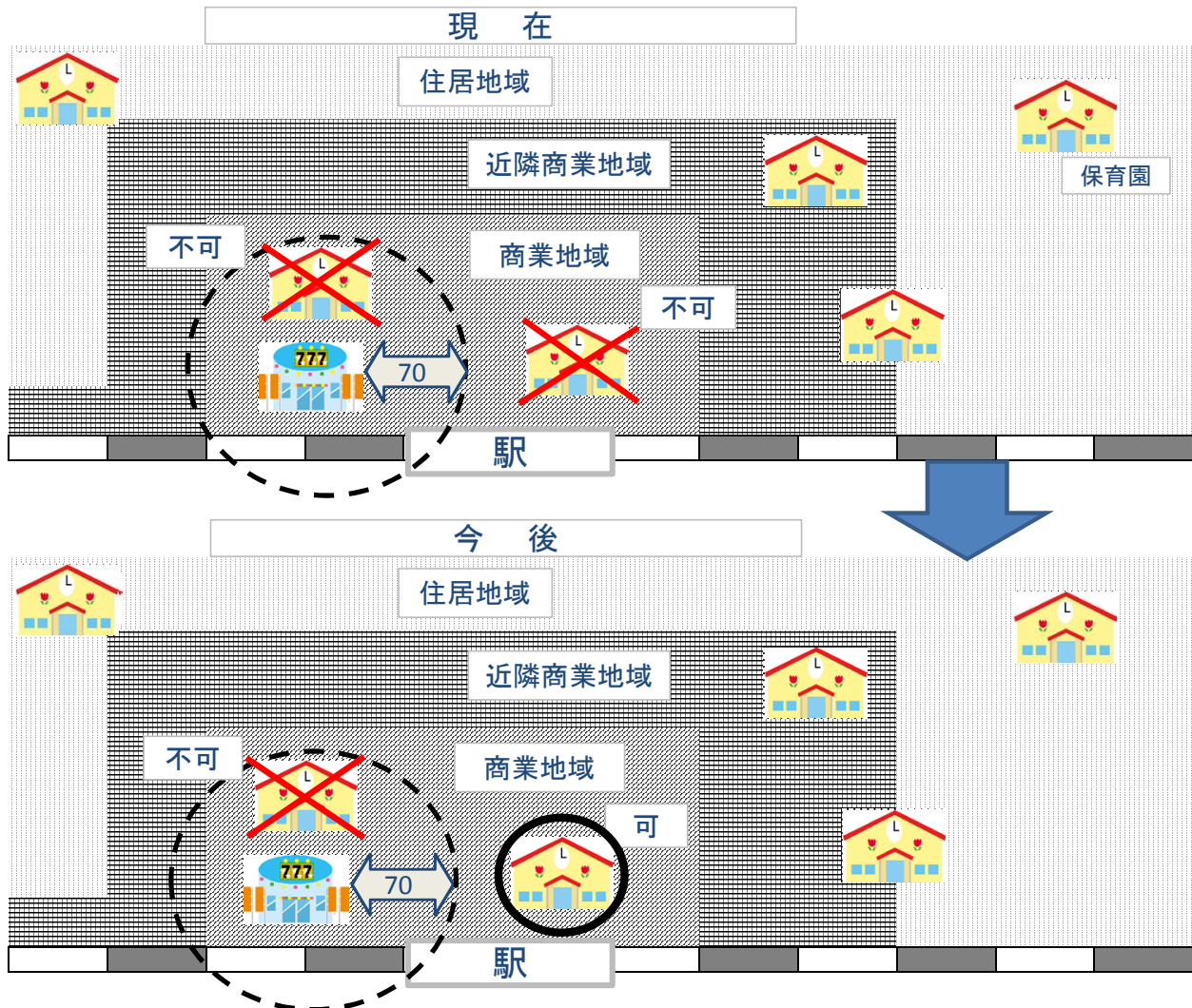


保育園 整備可能区域の拡大(案)

資料4

市川市では、平成24年から、**商業地域**内の保育園整備を控えてきましたが、保育需要の増加に伴い、一定条件をクリアした施設について、新たな認可保育園としての整備を進めることとしました。



条件

- ① 今後の保育需要が見込まれ、現在の保育所数から**不足すると考えられる**地域
理由；保育需要が多く、積極的に認可保育園を整備する必要がある地域
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業所が、保育所予定敷地の周囲百メートル(営業所が商業地域内にある場合にあつては、七十メートル)に**既に存在しない**場所
理由；既に風営法対象施設が存在し、新たな認可保育園を整備するには適当でないと判断する場所

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 で規制対象となる業種 (第2条)

- ① キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待(歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす)をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- ② 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、照度を十ルクス以下として営むもの
- ③ **まあじやん屋、ぱちんこ屋**その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

市川市の用途地域

将来の目指すべき市街地の姿を実現するため、建築物の用途、形態等を制限し、適正かつ合理的な土地利用を誘導することにより、機能的な都市活動の確保と安全で良好な都市環境の形成を図り、もって持続可能な都市の形成を目的とする。

住居の環境を保護 するため定める地域

住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、 住居の専用性を高める地域				
第一種・ 第二種 低層住居専用 地域	第一種・ 第二種 中高層住居専用 地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
×	×	×	▲	▲
×	×	×	×	×
×	×	×	×	▲
×	×	▲	○	○

商業その他の業務の利便を増進 するため定める地域

適切な密度構成に従った商業地の形成を図り、都市に求められる商業施設等の集積を図る地域	
近隣商業 地域	商業 地域
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
×	○
○	○
○	○

鉄道駅周辺において、近隣の住民に対して、日用品の供給を主たる内容とする店舗の立地や隣接する住宅地との環境を調和を図ることを必要とする地域

主要な駅周辺において、商業地、地域の核としての店舗、事務所、娯楽施設等の集積を図る地域

工業の利便を増進 するため定める地域

工業生産活動の増進、公害の発生の防止等を勘案し、工業の利便の増進を図るため利便を害するおそれのある施設の混在を防止する地域			用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ▲ 面積等に制限あり
準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域	
○	○	×	住宅、共同住宅、 寄宿舎、下宿
○	○	○	保育所、公衆浴場、 診療所、
○	×	×	幼稚園、小・中・高等学校
○	▲	×	麻雀屋、 パチンコ屋、射的場
▲	×	×	キャバレー、ダンスホール、 個室付浴場
○	×	×	劇場、映画館、 演芸場、観覧場
○	○	×	ボーリング場、水泳場、 ゴルフ練習場

 風営法規制対象地域(県条例)

 風営法 第二種地域(県条例)